

氏名（本籍）	吳 允熙
学位の種類	博士（障害科学）
学位記番号	博甲第 9887 号
学位授与年月	令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	韓国における自立生活理念の受容過程に関する研究－日本の障害当事者団体との関係に着目して－
主査	筑波大学教授 博士（心身障害学） 岡 典子
副査	筑波大学准教授 博士（障害科学） 米田 宏樹
副査	筑波大学助教 博士（社会福祉学） 大村 美保
副査	筑波大学准教授 Rh.D. 八重田 淳

論文の内容の要旨

吳 允熙氏の博士學位論文は、1970年代のアメリカに端を發した障害者の自立生活運動をテーマとし、運動やその理念が韓国に定着していく過程について、日本が韓国に対して果たした役割や日韓両国の障害当事者間の交流・情報交換という観点に着目しながら分析したものである。その要旨は以下のとおりである。

（研究の目的と方法） 本研究の目的は韓国における自立生活運動、とくに運動の基底を成す自立生活理念の受容過程を解明することに設定されている。なかでも、韓国の自立生活理念の導入と実践化に多大な影響をもたらした日本の障害者団体との関係に注目している点が、本研究の大きな独自性となっている。自立とは自己決定であり、いかに重度の障害をもつ人であっても実現可能であると高唱した自立生活理念は 1970年代のアメリカを發端とするが、この理念を韓国の障害者に直接伝え、同国の障害者認識を新たな段階へと導いたのは日本の障害当事者であった。しかし、この事実を詳細に明らかにした先行研究はなく、韓国がなぜ、いかにして自立生活理念を自国に定着させていったかについてはこれまでごく表層的、断片的な情報が存在するのみであった。著者は、日韓両国の障害者団体が刊行した膨大な一次資料や未刊行資料を丹念に収集し、それに基づいて事実関係とその背景要因を詳細に明らかにしている。

（本論の構成と各章の要旨） 本論は時期区分に基づき、3章で構成されている。第1章は、韓国における障害当事者運動の萌芽期に相当する 1980年代を、第2章は、韓国に自立生活理念が導入される 1990年代を、さらに第3章は法制度の整備等を通じて自立生活理念が韓国社会に定着する 2000年代を設定している。

第1章では、自立生活理念を受容する以前の韓国の状況と同時期の日本の状況が検討されている。軍事政権として誕生した全斗煥政権は、国内外に同政権の正当性を印象づける手段として障害者福祉政策に着手した。だが同じころ、韓国では独裁政権打倒を求める民主化運動が勃興し、その思想に影響を受けた青年障害者たちによって各種の障害者団体が結成されていく。初期において運動の

中核を担ったのは高等教育を受けた軽度の障害者であったが、彼らはソウル・パラリンピック開催に反対する集会の開催や、自らの声を発信する手段としての障害者福祉新聞の創刊等を手段として、社会変革を求める行動を展開していった。一方同じ時期日本では、運動障害者たちによって日本初となる自立生活センター「ヒューマンケア協会」が設立される。この自立生活センターは後に韓国の自立生活運動を支援する重要な核となる。

続く第2章では、日本の障害者リーダーによる韓国での活動を契機として、韓国の障害当事者が自立生活理念に目覚め、自国に受容しようと模索した過程が明らかにされている。1990年代後半、日本国内に自立生活センターが普及すると、日本の障害者リーダーたちは自立生活理念をアジア各国にも広めたいと考えるようになり、最初の対象国として韓国を選んだ。著者は、両国の障害者リーダーの協力によって韓国に自立生活理念がもたらされていく過程を詳細に描出している。さらにこの時期、韓国の障害当事者団体が従来の社会変革を重視する立場と障害当事者主義を前面に掲げる立場とに分裂していった問題についても丹念に記述されている。

第3章では、韓国における自立生活理念普及の到達点として、同国が自立生活理念を国内に定着させた2000年代に着目し、日本の障害当事者団体との活発な交流、軽度障害者から重度障害者への自立生活運動の担い手の変化、自立生活理念をめぐる論争、自立生活にかかわる法制度の整備と障害当事者の関与などを明らかにしている。2000年代に入ると、日韓の関係は支援・被支援の関係からより対等な相互交流へとシフトした。一方韓国内では、運動の主たる担い手がそれまでの軽度障害者から重度の障害者へと変化していく。このことは、自立生活とは何かをめぐる論争をより複雑化させることにも結び付いた。自立生活センターが各地に設立され、自立生活理念も急速に普及したが、一方で自立生活理念の解釈をめぐる当事者間の対立も深刻化した。

(総合考察)

以上を踏まえて、著者は韓国の自立生活理念の受容過程に認められる特徴を5点挙げている。第一は、韓国では最初期からすでに自立生活理念を人権保障の具体的な実践案と障害者問題の解決策として認識していたこと、第二は障害者をサービス利用の「消費者」とみなすアメリカの捉え方ではなく、日本の解釈であった「当事者」という認識を採用したこと、第三に自立生活理念の導入によって、権利意識の主体が軽度障害者から重度障害者へと転換したこと、第四に日本との大きな違いとして、自立生活理念普及の過程で国内の自立生活センターが大きく2つに分裂したこと、第五に法整備の迅速さと実態との乖離である。

審査の結果の要旨

(批評) 著者は来日以前、韓国で長年にわたり障害者福祉の分野で実践経験を蓄積してきた。さらに来日後は、日本の自立生活センターで日本の障害者問題を実践的に学んできた。本研究は、これらの経験によって培われた問題意識を基軸としながら、韓国が自立生活理念に目覚めていく過程で日本が担った役割や日本と韓国の障害者認識の異同に深く切り込んだものである。資料収集に際しても、自立生活運動を主導した日韓両国の障害当事者たちに直接連絡を取り、彼らの私的な記録を含む貴重な資料を数多く入手している。本研究は、日韓両国の障害者問題を实地に知る著者ならではの視点によって初めて実現したものであり、障害者問題における日韓交流史の新たな到達点として高く評価できる。

令和2年12月25日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士(障害科学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。